

自動車排出ガス総合対策小委員会の設置について（案）

中央環境審議会大気・騒音振動部会に、新たに、自動車排出ガスに関する総合的な対策に係る事項について調査・審議を行うため、下記の委員会を設置することとする。

新設　自動車排出ガス総合対策小委員会

よって、「中央環境審議会大気・騒音振動部会の小委員会の設置について」を別紙のとおり改正する。

（設置する小委員会）

自動車排出ガス総合対策小委員会

新設理由	<p>「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号。以下「法」とする。）第6条及び第8条の規定に基づき定められた「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（令和4年環境省告示第90号）では、対策地域において、令和8年度までに二酸化窒素に係る大気環境基準（昭和53年環境庁告示第38号）及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準（昭和48年環境庁告示第25号）を確保することを目標としている。</p> <p>また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第50号）附則第2条において目標の達成状況に応じ、法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているとともに、令和4年4月の「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」において5年後を目途に改めて検討するとされている。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後の自動車排出ガスに関する総合的な対策の在り方について検討するため。</p>
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
所掌事務 (設置理由)	自動車排出ガスに関する総合的な対策に係る事項を調査審議する。

中央環境審議会大気・騒音振動部会の小委員会の設置について

令和6年9月20日部会決定
令和●年●月●日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会大気・騒音振動部会（以下「部会」という。）に、次の小委員会を置く。
大気汚染物質小委員会
自動車排出ガス総合対策小委員会
2. 大気汚染物質小委員会においては、光化学オキシダント、微小粒子状物質等（有害大気汚染物質は除く）の環境基準の設定・再評価及び対策に関する事項を調査審議する。
3. 自動車排出ガス総合対策小委員会においては、自動車排出ガスに関する総合的な対策に係る事項を調査審議する。
4. 3. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、大気・騒音振動部会の決議とすることができる。
5. 4. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。